（注11）　(J)の欄は、日本の国籍を有する者であつて法第159条第２項第５号イ(2)に掲げる者に該当しない者を記載すること。

（注12）　(K)及び(L)の欄は、法第159条第２項第５号イ(2)及び(3)に掲げる者に該当しない法人又は団体（地方公共団体を含む。）を記載すること。

（注13）　(C)及び(D)を証する書類（例：株式分布状況表、株主名簿、有価証券報告書等の議決権の数の状況が分かる資料）を添付すること。

イ　申請対象会社が上場会社等である場合

区分		氏名又は名称	住所(A)	法人番号(B)	株式数(株)(C)	議決権の数(個)(D)	(D)／議決権の総数(%)(E)	外資系日本法人の議決権を有する外国法人等		(E)の比率(%)(H)	(E)×(G)(%)(I)	備考
								氏名又は名称(F)	外資系日本法人の議決権の総数に対する議決権の比率(%)(G)			
外国法人等	議決権の総数の1000分の１以上を占める者											
	議決権の総数の1000分の１未満を占める者の合計（計　者）(J)											
外資系日本法人	議決権の総数の10分の１以上を占める者											
合　計												

（注１）　外資系日本法人とは、外国法人等が議決権を有する日本の法人又は団体をいう。外資系日本法人の議決権を有する外国法人等については、第185条第４項の規定により外国法人等とみなされる法人又は団体についても記載すること。

（注２）　(A)の欄は、(2)の（注５）に準じて記載すること。

（注３）　(B)、(D)及び(E)の欄は、アの（注４）から（注６）までに準じて記載すること。